

(1) 水道料金

区 分				施行年月日	昭和 11. 5. 19	昭和 18. 10. 1	昭和 21. 3. 1	昭和 21. 11. 1	昭和 22. 9. 1	昭和 23. 9. 1	昭和 24. 9. 1	
専	基 本 料 金	(10㎡まで)	計量制	13mm	1. 30	1. 30	3. 00	10. 00	20. 00	45. 00		
			16 "	1. 40	1. 40	4. 00	12. 00	25. 00	55. 00			
			20 "	1. 50	1. 50	5. 00	15. 00	30. 00	65. 00	100. 00		
			25 "	2. 00	2. 00	6. 00	20. 00	40. 00	85. 00	130. 00		
			50 "	3. 00	3. 00	7. 00	30. 00	60. 00	130. 00	195. 00		
			75 "	4. 50	4. 50	11. 00	45. 00	90. 00	200. 00	325. 00		
			100 "	6. 00	6. 00	15. 00	60. 00	140. 00	310. 00	650. 00		
			100 " 超	10. 00	10. 00	25. 00	100. 00	200. 00	440. 00	1, 300. 00		
		(5人まで)	定額制	13mm	—	—	—	10. 00	20. 00	4人 まで	45. 00	65. 00
			16 "	—	—	—	12. 00	25. 00	55. 00	65. 00		
			20 "	—	—	—	15. 00	30. 00	65. 00	100. 00		
			25 "	—	—	—	20. 00	40. 00	85. 00	130. 00		
			50 "	—	—	—	30. 00	60. 00	130. 00	195. 00		
			75 "	—	—	—	45. 00	90. 00	200. 00	325. 00		
100 "	—		—	—	60. 00	140. 00	310. 00	650. 00				
100 " 超	—		—	—	100. 00	200. 00	440. 00	1, 300. 00				
用	超 過 料 金	計量制	50㎡まで	0. 12	0. 12	0. 25	1. 00	2. 00	5. 00	7. 00		
			200 "	0. 10	—							
			500 "	0. 08	0. 11							
			1000 "	0. 07	—							
			2000 "	0. 06	0. 90							
			5000 "	0. 05	0. 80							
			5001 " 以上	0. 04	0. 70							
		定額制	1 人 増	—	—	—	1. 50	3. 00	7. 00	15. 00		
	浴 槽 1		—	—	—	2. 00	4. 00	9. 00	15. 00			
	同 居 人 1		—	—	—	2. 00	4. 00	9. 00	15. 00			
	支 柱 1		—	—	—	2. 00	4. 00	9. 00	10. 00			
	計量制		5 ㎡ まで	0. 50	0. 50	1. 50	5. 00	10. 00	22. 00			
	定額制		5 人 まで	—	—	—	5. 00	10. 00	4人 まで	22. 00	30. 00	
	超 過 料 金		計量制	1 ㎡ につき	0. 08	0. 08	0. 20	1. 00	2. 00	5. 00	6. 00	
定額制		1 人 増	—	—	—	1. 00	2. 00	5. 00	10. 00			
		浴 槽 1	—	—	—	2. 00	4. 00	9. 00	15. 00			
		同 居 人 1	—	—	—	1. 00	2. 00	5. 00	12. 00			
消 火 栓 演 習				10 分 毎	1. 00	1. 00	5. 00	10. 00	20. 00	45. 00	65. 00	

施 行 年 月 日		昭 和 27. 1. 1	昭 和 31. 4. 1	昭 和 35. 4. 1	昭 和 39. 1. 1	昭 和 43. 12. 1	昭 和 48. 4. 1
家 庭 用	基本10㎡ 超過 1㎡	100 11	130 14	一般用 220 25	280 37	280 { 11㎡～ 20㎡ 41 21㎡～100㎡ 46 101㎡以上 50	28 { 11㎡～ 20㎡ 4 21㎡～ 40㎡ 5 41㎡～100㎡ 6 101㎡～500㎡ 7 501㎡以上 8
官 公 署 学 校 病 院 用 (病院・事務所・工場用)	基本 20㎡ 超過 1㎡	200 11	260 11	440 25	廃止	—	—
特 殊 営 業 用	基本 20㎡ 超過 1㎡	300 17	390 22	廃止	—	—	—
浴 場 用	基本100㎡ 超過 1㎡	800 9	1,040 12	1,300 15	1,800 25	1,800 27	1,800 27
共 用	基本 5㎡ 超過 1㎡	45 10	59 13	100 20	130 27	130 27	130 27
定 額 専 用	基本 5人 1 人 増 浴 槽 1	110 25 25	143 33 33	廃止	—	—	—
定 額 共 用	基本 5人 1 人 増 浴 槽 1	60 25 25	78 33 33	廃止	—	—	—
消 火 栓 演 習	10 分 毎	100	100	100	100	廃止	

種 別 料 金	基本水量（一月につき）	基本料金（一月につき）	超 過 料 金	
一 般 用	10m ³	380円	11～ 20m ³	63円
			21～100m ³	69
			101m ³ 以上	74

施行年月日		昭和51.4.1	昭和58.12.1	昭和63.6.1	平成元.10.1	平成8.4.1. (現行)	平成9.10.1	平成26.4.1	令和元.10.1	
基本料金	口径 13 ■	230 円	320 円	330 円	計算した額の合計額に100分の103を乗じて得た額とする。	380 円	計算した額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。	計算した額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。	計算した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。	
	20	520	725	770		890				
	25	770	1,260	1,370		1,590				
	40	2,200	4,100	5,400		6,350				
	50	4,900	9,200	12,200		14,400				
	75	11,000	21,000	28,000	ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	33,100	ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	
	100	22,000	41,000	54,000		63,900				
	150	60,000	113,000	150,000		177,600				
	200	122,000	230,000	304,000		360,000				
	250	—	409,000	541,000		641,000				
	300	—	654,000	866,000		1,027,000				
従量料金	一般	1～10㎡	30 円	45 円	50 円		57 円			
		11～20	80	120	130		150			
		21～40	130	195	210		244			
		41～100	170	260	280		326			
		101～500	210	320	345		404			
		501㎡以上	250	350	375		441			
	公衆浴場	1㎡につき	30 円	45 円	50 円		57 円			
		共用 1㎡につき	30 円	45 円	50 円		57 円			

(2) 給水申込納付金

口径 施行年月日	昭和48. 4. 1	昭和51. 4. 1 (現行)	平成元. 10. 1	平成9. 10. 1	平成26. 4. 1	令和元. 10. 1
13 mm	30,000 円	100,000 円	左表の額に100分の103を乗じて得た額とする。	左表の額に100分の105を乗じて得た額とする。	左表の額に100分の108を乗じて得た額とする。	左表の額に100分の110を乗じて得た額とする。
20	60,000	270,000				
25	130,000	460,000				
40	430,000	1,400,000				
50	740,000	2,500,000				
75	2,000,000	6,700,000				
100	4,000,000	14,000,000				
150	11,000,000	38,000,000				
200	φ200以上局長が	78,000,000				
250	定める額	138,000,000				
300		219,000,000				
350 以上		φ350以上局長が定める額				

(3) 開発負担金

口径 施行年月日	昭和51. 4. 1 (現行)	平成元. 10. 1	平成9. 10. 1	平成26. 4. 1	令和元. 10. 1
建築物負担金	計画一日最大給水量に1㎡当たり130,000円を乗じて得た額	左表により計算した額に100分の103を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	左表により計算した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	左表により計算した額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	左表により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
宅地負担金	造成面積に1㎡当たり650円を乗じて得た額				

- (注) 1. 建築物負担金の建築物とは、計画1日最大給水量5㎡以上の建築物をいう。
2. 宅地負担金の宅地とは、公共用地を除く面積が1,000㎡以上の宅地をいう。

27. 量水器使用料の変遷

(単位：円)

口径 施行年月日	昭和 11. 5. 19	昭和 21. 3. 1	昭和 21. 11. 1	昭和 22. 9. 1	昭和 23. 9. 1	昭和 24. 9. 1	昭和 27. 1. 1	昭和 31. 4. 1	昭和 35. 4. 1
13 mm	—	—	—	4	9	13	20	26	廃止
16	—	—	—	6	13	13	20	26	
20	—	—	—	8	17	17	35	46	
25	—	—	—	10	22	22	40	52	
30	—	—	—	20	44	44	55	72	
40	—	—	—	40	88	88	100	130	
50	—	—	—	60	130	130	200	260	
75	—	—	—	80	175	185	290	377	
100	—	—	—	100	220	250	350	455	
100 以上	—	—	—	200	440	440	(150mm) 640 (200mm) 1,000	832	